

内航海運関連法と実際の運用
— 国土交通省との意見交換会を踏まえて —

平成 18 年 9 月 21 日

日本船舶管理者協会 事務局

目 次

1.	はじめに	1
2.	海上運送法	2
3.	内航海運業法に関して	4
3.1	内航海運業	4
3.2	内航海運業を行うための登録	6
3.3	内航海運業の登録要件	9
4.	船員職業安定法について	14
4.1	船員職業安定法における船舶所有者	14
4.2	船員派遣事業	15
4.3	船員派遣事業の許可	20
4.3.1	船員派遣事業を行うための最低条件	20
4.3.2	許可申請	21
4.3.3	許可基準	26
5.	まとめ（内航海運業法及び船員職業安定法と実際の業務形態）	27
5.1	船舶を所有して内航海運業を営む場合	27
5.1.1	船舶を単独所有し内航海運業者になる場合	27
5.1.2	船舶を共同所有し内航海運業者になる場合	28
5.1.3	内航海運業者（船舶を所有する者）が船員派遣を受ける場合	29
5.1.4	内航海運業者（船舶を所有する者）が船員派遣を受けられない場合	30
5.2	船舶を所有せず内航海運業を営む場合	31
5.3	内航海運業法並びに船員職業安定法の適用範囲	33
6.	今後の整理点	34
6.1	各法律の考え方について	34
6.1.1	船舶の安全に関する実際の管理のあり方について	35

6.2	船舶管理事業者の概念	36
6.2.1	法律上の問題	36
6.2.2	船舶管理事業者と協業	37
6.2.3	船舶管理事業者の概念	38
6.2.4	任意 ISM コードと船舶管理事業	39
7.	当協会の今後の展望	40

1. はじめに

『船舶管理事業とは何なのであろうか』、この問いに対して現在の内航の船舶管理事業者は答えられるであろうか。他人に対して最も説明しやすいのは海事法において定義されている内容を述べるのが良いのであろうが、海事法上その答えは載っていない。故に一部では、不幸な誤解を招き、船舶管理事業者が敬遠される原因ともなり、中小海運事業者の協業化の妨げにもなっている。

船員の高齢化、船員数の減少等は、中小海運事業者（特にオーナー系）の深刻な悩みの種となっており、船員の確保や船舶管理上のノウハウの蓄積が非常に困難になっていることは明らである。この状況の中で、オーナー等に代わり船舶管理の業務を代行する船舶管理事業者の存在が、今後の内航海運業界にとって必要不可欠である。

しかしながら、日本で歴史の浅い船舶管理事業者は、自らが行っている船舶管理事業がどのようなものであるか、どのようにあらなければならないかさえ他の業種に対して、うまくアピール出来ないのが現状で、法律上定義されていないことによって、業務を行っていく上でどのような規制を受けるのかさえも理解出来ていない。

そこで、今回、国土交通省海事局とのコミュニケーションを取ることで、海事法の理解を深め、船舶管理事業の業務のあり方、法律上どのような規制を受けるのかを明確にし、今後協会として船舶管理事業者及び船員派遣事業者に対して健全な事業活動を呼びかけていくことを目的に、意見交換会を開くこととした。

以下の内容は、当該意見交換会の内容を取りまとめ、法律を抜粋しながら解説したもので、今後もこの内容を分かり易く改定していくことにより、船舶管理を行う者への良き参考資料になればと思う次第である。

平成 18 年 9 月 21 日

日本船舶管理者協会

理事長 本山博規

2. 海上運送法

内航海運業法を理解する前に、海上運送法について少し触れておくこととする。

『この法律は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。』（海上運送法第一条）ものであり、我々が現在係わっている内航海運界を含めた海上運送に関する基礎的な法律である。つまり、この基礎的な法律から内航海運業について特別に定めた法律が内航海運業法である。

ここでは、「船舶運航事業」及び「船舶貸渡業」とは何かについてのみ述べることとするが、「船舶運航事業」とは、「海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。」（海上運送法第二条第2項）であり、「船舶貸渡業」とは、「船舶の貸渡（期間よう船を含む。以下同じ。）又は運航の委託をする事業をいう。」ものである。つまり、単に船舶を貸渡す場合（裸用船）も船舶管理を含めて船舶を貸渡す場合（定期傭船）も同じ船舶貸渡業とされている。

尚、海上運送事業とは、前記船舶貸渡業を含んだ、船舶運航事業、海運仲立業、海運代理店業を言う。

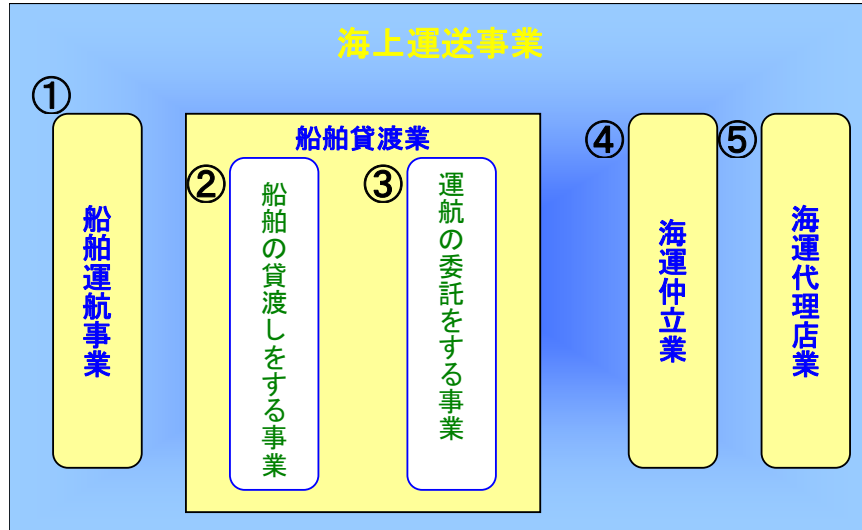


図 1 海上運送事業の種類

海上運送法

(定義)

第二条 この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。

2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行う船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。

4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。）により人の運送をする定期航路事業をいい、これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。

5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。

6 この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

7 この法律において「船舶貸渡業」とは、船舶の貸渡（期間よう船を含む。以下同じ。）又は運航の委託をする事業をいう。

8 この法律において「海運仲立業」とは、海上における船舶による物品の運送（以下「物品海上運送」という。）又は船舶の貸渡し、売買若しくは運航の委託の媒介をする事業をいう。

9 この法律において「海運代理店業」とは、船舶運航事業又は船舶貸渡業を営む者のために通常その事業に属する取引の代理をする事業をいう。

10 この法律において「自動車航送」とは、船舶により自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車であつて、二輪のもの以外のものをいう。以下同じ。）並びに次の各号に掲げる人及び物を合わせて運送することをいう。

- 一 当該自動車の運転者
- 二 前号に掲げる者を除き、当該自動車に乗務員、乗客その他の乗車人がある場合にあつては、その乗車人
- 三 当該自動車に積載貨物がある場合にあつては、その積載貨物

11 この法律において「指定区間」とは、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であつて、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が指定するものをいう。

3. 内航海運業法に関して

以下、本章において単に『法』と述べる場合は、内航海運業法を指すこととする。

3.1 内航海運業

内航運送とは、法第二条第一項に定めたとおり、国内港間の船舶（はしけを含み、ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟並びに漁船法第二条第一項の漁船を除く）による物品の輸送を示すものである。

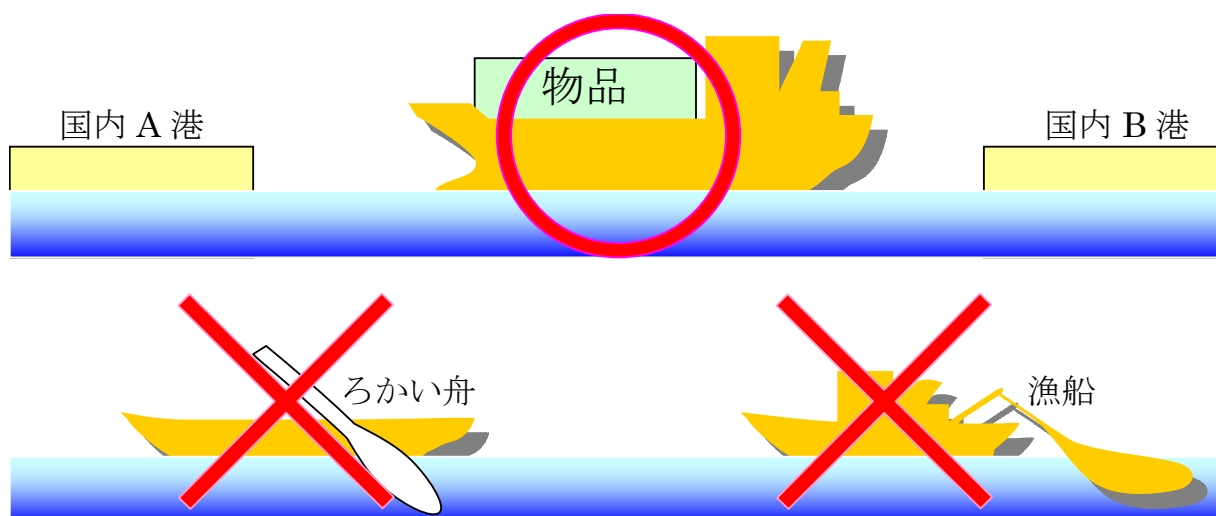


図 2 内航運送

内航運送業とは、法第二条第二項に定められている以下の業種である。

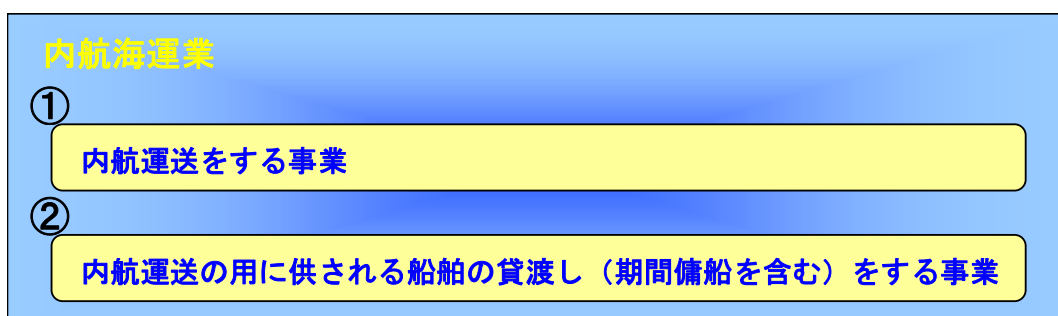


図 3 内航海運業者の種類

内航海運業法

(定義)

第二条 この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による海上における物品の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。

一 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟

二 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）

第二条第一項の漁船

2 この法律において「内航海運業」とは、内航運送をする事業（次に掲げる事業を除く。以下同じ。）又は内航運送の用に供される船舶の貸渡し（期間備船を含み、主として港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）に規定する港湾運送事業（同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。）の用に供される船舶の貸渡しを除く。以下単に「船舶の貸渡し」という。）をする事業をいう

一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）に規定する旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業

二 港湾運送事業法に規定する港湾運送事業

三 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業

つまり、内航海運業法において、内航運送業とは、

- 1) 内航運送をする事業
- 2) 内航運送のために使用する船舶を貸渡し事業をいう。

※ 旧内航海運業法においては、内航運送業と内航船舶貸渡し業とが存在したが、現在の内航海運業法においては、内航海運業に統一している。

3.2 内航海運業を行うための登録

総トン数 100 トン以上又は長さ 30m以上の船舶を使用して、内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない（法第三条第一項）。

以下本書においては、当該総トン数 100 トン以上又は 30m 以上の船舶を使用して内航海運業を営む業種及びそれに関連する事業を行う者について述べる（船舶管理事業等）。

また、登録の申請については、必要事項を記入した申請書の他、資金計画、船員配乗計画及び事業計画を添付しなければならない（法第四条）。

尚、申請内容の詳細については、内航海運業法施行規則第三条に詳しく明記されている。

内航海運業法

（登録及び届出）

第三条 総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

2 総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航海運業を営む者は、事業開始の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録の申請）

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び位置

三 使用する船舶の名称、船種、総トン数その他国土交通省令で定める事項

四 船舶の貸渡しをする事業を営もうとするときは、その貸渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、資金計画（内航海運業の円滑な運営を確保するために必要な資金に関する計画をいう。以下同じ。）、船員配乗計画（内航海運業の適確な運営を確保するために必要な船員の配乗に関する計画をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める事項を記載した事業計画を添付しなければならない。

（登録の実施）

第五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合において、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を内航海運業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

内航海運業法施行規則

(登録の申請)

- 第三条** 法第四条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録申請書(第二号様式)を提出するものとする。
- 2** 法第四条第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 使用する船舶の長さ
 - 二 船舶所有者(船舶が共有されている場合は、船舶管理人。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 船舶所有者以外の者から船舶を借り受けている場合は、当該船舶の貸渡しをした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 3** 法第四条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 内航海物定期航路事業(海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)第一条第一項に規定する内航海物定期航路事業をいう。以下同じ。)を営もうとする者にあつては、航路の名称、起点及び終点並びに運航回数
 - 二 海運組合(内航海運組合法(昭和三十二年法律第百六十二号)第三条に規定する内航海運組合をいう。以下同じ。)に加入している場合は、当該海運組合の名称
- 4** 法第四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 資金計画(第三号様式による。)
 - 二 船員配乗計画(第四号様式による。)
 - 三 使用船舶の明細(第五号様式による。)
- 四** 主として取引しようとする相手方の氏名又は名称及び住所
- 五** 他に営業を行っている場合は、当該営業の種類及び概要

六 内航海物定期航路事業を営もうとする者にあつては、内航海物定期航路事業の明細(第六号様式による。)

5 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 既存の法人にあつては、次の書類
 - イ 定款及び登記事項証明書
 - ロ 最近の事業年度における貸借対照表
 - ハ 役員又は社員の名簿
- 二 法人を設立しようとする者にあつては、次の書類
 - イ 定款
 - ロ 発起人又は設立者の名簿
 - ハ 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社である場合は、株式の引受又は募集の計画書
- 三 個人にあつては、次の書類
 - イ 資産目録
 - ロ 戸籍抄本
- 四 船舶法施行細則(明治三十二年逓信省令第二十四号)第二十九条第一項に規定する登録事項証明書その他の船舶の所有又は貸借関係を証する書類
- 五 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗計画の実施のための準備の状況を示す書類

申請様式1号

省令第2号様式（第3条、第24条関係）（用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。）

整理番号

登 録 申 請 書	
申請者の氏名等	
営業所の名称 及び位置	主たる営業所
	従たる営業所
使用する 船舶	名 称
	船 種
	総 ト ン 数
	長 さ
	船舶所有者の氏名等
	申請者に船舶の貸渡しをした者 (船舶所有者以外)の氏名等
	貸渡先の氏名等
内航貨物 定期航路 事業	航路の名称
	起点及び終点
	運航回数
海運組合の名称	
予定する事業の開始の日	
年 月 日	
<p>内航海運業法第4条第1項の規定により、上記のとおり登録を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>住 所</p> <p>申請者 氏名又は名称</p> <p>(法人にあつては)</p> <p>(その代表者の氏名)</p> <p>印</p>	

備考

- 氏名等とは、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名をいう。
- 使用する船舶とは、当該事業の用に供する船舶をいう。
- 船種の欄には次の要領で記載すること。
 - 油送船、セメント専用船（セメントの運送に適した構造を有する貨物船をいう。）、特殊タンク船（高圧若しくは腐しよくに耐え、又は温度を一定に保つ特殊な構造の液体貨物用タンクを有する貨物船をいう。）、自動車専用船（自動車の運送に適した構造を有する貨物船をいう。）、土・砂利・石材専用船（土、砂利（砂及び玉石を含む。）又は石材の運送に適した構造を有する貨物船をいう。）、その他の貨物船の別（ただし、専ら原油の保税運送（関税法（昭和29年法律第61号）第63条第1項の承認を受けて行う運送をいう。以下同じ。）の用に供する総トン数1万トン以上の油送船及び専ら塩の保税運送の用に供する総トン数5千トン以上の貨物船は含まれないものとする。）を記載すること。

専ら原油の保税運送の用に供する総トン数1万トン以上の油送船及び専ら塩の保税運送の用に供する総トン数5千トン以上の貨物船に該当する油送船又は貨物船の場合は、その旨を記載すること。
 - さらに次の事項について（ ）を付して記載すること。
 - 専用船（特定種類の貨物の運送に適した構造を有する船舶）については、その種類
 - ひき船については、その旨
 - はしけについては、その旨（その他の貨物船（専用船を除く。）に該当するはしけについては、船倉を有するはしけ又は船倉を有しないはしけの別に記載すること。）
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

図 4 登録申請書（サンプル）

3.3 内航海運業の登録要件

前項に示した如く、内航海運業を営むことが出来る者は、必要事項を記載した書類と必要な添付資料を国土交通大臣に提出して登録申請を行い、国土交通大臣の登録を受けた者であるが、以下の如き項目に該当する場合（法第六条）、国土交通大臣は登録の申請を拒否しなければならない（登録を認めない）。

-
- （登録の拒否）
- 第六条** 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。
- 一 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者であるとき。
 - 二 申請者が第二十三条第一項の規定により内航海運業の登録を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第二項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号において同じ。）であつた者で当該取消の日から一年を経過しないものを含む。）であるとき。
 - 三 申請者が申請前一年以内に内航海運業に関し不正な行為をした者であるとき。
 - 四 申請者が法人である場合において、その役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。
 - 五 申請者が国土交通省令で定める総トン数又は長さの船舶を有していないとき。
 - 六 申請者が資金計画、船員配乗計画その他の事項について国土交通省令で定める基準に適合する事業計画を有していないとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
-

上掲法第六条第一項第五号『申請者が国土交通省令で定める総トン数又は長さの船舶を有していないとき。』については、登録の際、自己の所有（単独所有）の船舶をもって内航海運業の登録を行おうとする場合には何等問題ないが、共有船舶をもって内航海運業の登録を行おうとする場合には、所有権の割合に関係無く（1%でも可）、当該船舶の共有者であり、且つ当該船舶の船舶管理人でなければならない。

当該船舶管理人でなければならないという条件は、同じ船舶を使用して複数の内航海運業の登録が行われることを防止するためのもので、船舶管理人（ここで言う船舶管理人とは商法上で所有者を代表する条件付権利義務者であり、船舶管理業を営むものとは異なる）

とすることにより、船舶共有者による複数の内航海運業の登録が行われないようにしたものである。

つまり、今回の内航海運業法では、登録の条件において船舶の所有者（物体所有）であることが大前提であり、1つの船舶につき1登録の内航海運業の登録申請が有効とされるものである。

前述、船舶の所有並びに船舶管理人であるか否かについては、内航海運業法施行規則において定められている申請書類において、『船舶法施行規則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第二十九条第一項に規定する登録事項証明書その他の船舶の所有又は貸借関係を証する書類』（内航海運業法施行規則第三条第五項第四号）によって所有者の確認を行ない、登録申請書（第二号様式）に記載されている船舶所有者の欄において、申請者が船舶管理人であるか否かについて確認を行なっている。

<p>船舶法施行規則 第二十九条 何人ト雖モ管海官庁ニ対シ手数料ヲ納付シテ船舶原簿ニ記録シタル事項ヲ証明シタル書面（以下「登録事項証明書」ト謂フ）ノ交付ヲ申請シ又船舶原簿ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得</p>	<p>内航海運業法施行規則 （登録の申請） 第三条 法第四条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録申請書（第二号様式）を提出するものとする。 2 法第四条第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 使用する船舶の長さ 二 船舶所有者（船舶が共有されている場合は、船舶管理人。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 三 船舶所有者以外の者から船舶を借り受けている場合は、当該船舶の貸渡しをした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 3 法第四条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 内航海運物定期航路事業（海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第一条第一項に規定する内航海運物定期航路事業をいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、航路の名称、起点及び終点並びに運航回数 二 海運組合（内航海運組合法（昭和三十三年法律第六十二号）第三条に規定する内航海運組合をいう。以下同じ。）に加入している場合は、当該海運組合の名称</p>
--	--

通知様式 3 号

番 号
年 月 日

登 録 拒 否 通 知 書

住 所

氏 名 殿

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

〇〇運輸局長 印

年 月 日付の貴申請については、下記の理由から登録を拒否する旨、内航海運業法第 6 条第 2 項の規定により通知する。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があることを知った日の翌日から起算して 60 日以内に国土交通大臣に対して行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)に基づく審査請求をすることができる。

記

(理由)

.....であることから、内航海運業法第 6 条第 1 項第 号に該当するため。

図 5 登録拒否通知書 (サンプル)

尚、今回の法改正前に内航運送業の許可を受けているものは、経過措置 (附則第 9 条)により、改正後の登録を受けたものとみなされているが、旧法においては内航船舶貸渡業

の許可を受けていた者の内、他人の船舶を裸用船により借受け、船員を配乗して運送事業者に貸渡しを行う貸渡業者に対しては船舶の使用をもって所有とみなしていた。このため、当該船舶の使用をもって所有とみなしていた者に関しては、新法上で、自社の雇用する船員を配乗する場合についてのみ内航海運業（船舶の貸渡し、定期傭船契約）を営むことが出来ることとされている。

また、新法においても特例として内航海運業者の内、船舶を所有せず船舶の貸渡しのみを行う業者に対して、自ら雇用する船員を配乗する場合にのみ使用する船舶を所有したものとみなし、内航海運業者として登録出来ることとしている。

よって、この条件付きの登録業者（内航船舶貸渡業者で船舶を所有していない者）については、船員派遣事業者からの船員派遣を受けることが出来ないこととなる。

これは、内航海運業法及び内航海運業法施行規則には記載されておらず、『内航海運業法施行規則等運用方針』（平成17年4月1日付 国土交通省海事局国内貨物課）において示されているもの（通達内容）である。

新 内航海運業法

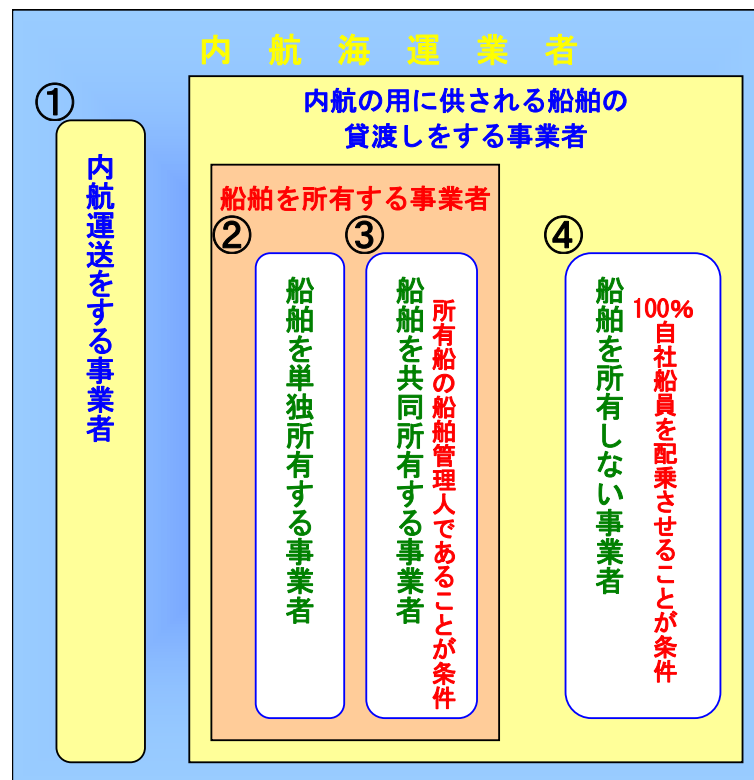
附 則 （平成一六年六月二日法律第七一号） 抄

第九条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の内航海運業法（以下「旧内航海運業法」という。）第三条第一項の許可を受けている者は、施行日に、第三条の規定による改正後の内航海運業法（以下「新内航海運業法」という。）第三条第一項の登録を受けたものとみなす。

新 内航海運業法	旧 内航海運業法
(登録及び届出) 第三条 総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。	(許可及び届出) 第三条 総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航運送業又は内船舶貸渡業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- ハ 法第6条第1項第5号の「船舶を有し」の解釈は以下のとおりとする。
- (1) 共有船にあつては、船舶管理人の所有船とみなす（この通達の施行の際、現に共有の船舶を所有する者のみなし自己所有船については、当分の間（当該船舶について共有関係が継続するまでの間）、なお従前のおりとする。）。
 - (2) 船舶所有者から船舶の貸渡しを受け、自社の雇用船員を配乗後これを内航運送をする内航海運業者へ貸渡す行為のみを行う事業者については、使用する船舶をもって所有する船舶とみなす。
 - (3) 信託船は自己所有船とみなす。

図 6 『内航海運業法施行規則等運用方針』（平成 17 年 4 月 1 日付）8 頁抜粋



※運送業と貸渡業の事業区分廃止

図 7 内航海運業者の種類

4. 船員職業安定法について

4.1 船員職業安定法における船舶所有者

船員職業安定法においては、船舶所有者を以下のように定義している。

(船員選択の自由)

第三条 船舶所有者（船舶共有の場合には船舶管理人を、船舶貸借の場合には船舶借入人を、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者をいう。以下同じ。）は、船員として雇用する者を自由に選択することができる。但し、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の規定によつて、船舶所有者又はその団体と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

つまり、単に船員を雇用して使用する者（船員の雇用主）を船舶所有者としている。

尚、船員派遣が行われている船舶においては、当該派遣船員の雇用主である船員派遣事業者も船舶所有者となることから船員職業安定法上の船舶所有者が複数存在することとなる。

4.2 船員派遣事業

船員派遣事業に関しては、船員職業安定法（以下、本項において「法」という）により禁止されていたが、平成16年の法改正により許可制をもって船員派遣事業を認めることとなったものであり、国土交通大臣の許可（法第五十五条）を受けた者のみが船員派遣事業を行うことが出来ることとされている。

船員職業安定法 (定義)	第六条 この法律で「船員」とは、船員法（昭和二十二年法律第百号）による船員及び同法による船員でない者で日本船舶以外の船舶に乗り組むものをいう。	257 (略)	8 この法律で「船員労務供給」とは、供給契約に基づいて人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させることをいい、船員派遣に該当するものを含まないものとする。	9 この法律で「船員労務供給事業」とは、船員労務供給を業として行うことをいう。	10 この法律で「無料船員労務供給事業者」とは、第五十一条の許可を受けて、無料の船員労務供給事業を行う労働組合等（労働組合法による労働組合（以下単に「労働組合」という。）その他これに準ずるものであつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。	11 この法律で「船員派遣」とは、船舶所有者が、自己の常時雇用する船員を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために船員として労務に従事させることをいい、当該他人に対し当該船員を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。 12 この法律で「派遣船員」とは、船舶所有者が常時雇用する船員であつて、船員派遣の対象となるものをいう。				
13 この法律で「船員派遣事業」とは、船員派遣を業として行うことをいう。	14516 (略)	（船員労務供給事業の禁止）	第五十条 何人も、次条に規定する場合を除いては、船員労務供給事業を行い、又はその船員労務供給事業を行う者から供給される人を船員として自らの指揮命令の下に労務に従事させてはならない。 （無料の船員労務供給事業の許可）	第五十一条 労働組合等は、国土交通大臣の許可を受けたときは、無料の船員労務供給事業を行うことができる。 （船員派遣事業の禁止）	第五十四条 何人も、次条に規定する場合を除いては、船員派遣事業を行つてはならない。	2 船員派遣の役務の提供を受ける者は、船員派遣元事業主以外の船員派遣事業を行う事業主から、船員派遣の役務の提供を受けてはならない。 （船員派遣事業の許可）	第五十五条 国土交通大臣の許可を受けた者は、船員派遣事業を行うことができる。	255 (略)	船員職業安定法施行規則 （法第五十条に関する事項）	第二十二條 船員労務供給事業には、期間備付契約による場合を除き、請負契約により人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させる事業を含む。

船員派遣事業とは、船舶所有者が自己の常時雇用する船員を、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために船員として労務に従事させることを業として行うことをいう。

なお、常時雇用する船員とは、期間の定めなく雇用されている船員のことである。

一方、供給契約に基づき、船員を他人の指揮命令を受けて、労務に従事させることを業として行う船員労務供給事業は、現在は、法第五十一条の規定により全日本海員組合のみが無料で同事業を行うことの許可を受けているだけであり、民間事業者は事業として行うことが禁止されている。

また、船舶管理会社が船舶の管理を一括して請負い、船員の配乗を行う場合については、国土交通省海事局から出された平成17年2月15日付の通達（別紙1）に規定する要件を満たす場合に限り、違法な船員派遣事業又は違法な船員労務供給事業には該当しないものとされている。

なお、在籍出向を行う場合にあっては、同通達（別紙2）に該当するものであれば、法に抵触しないものとされている。

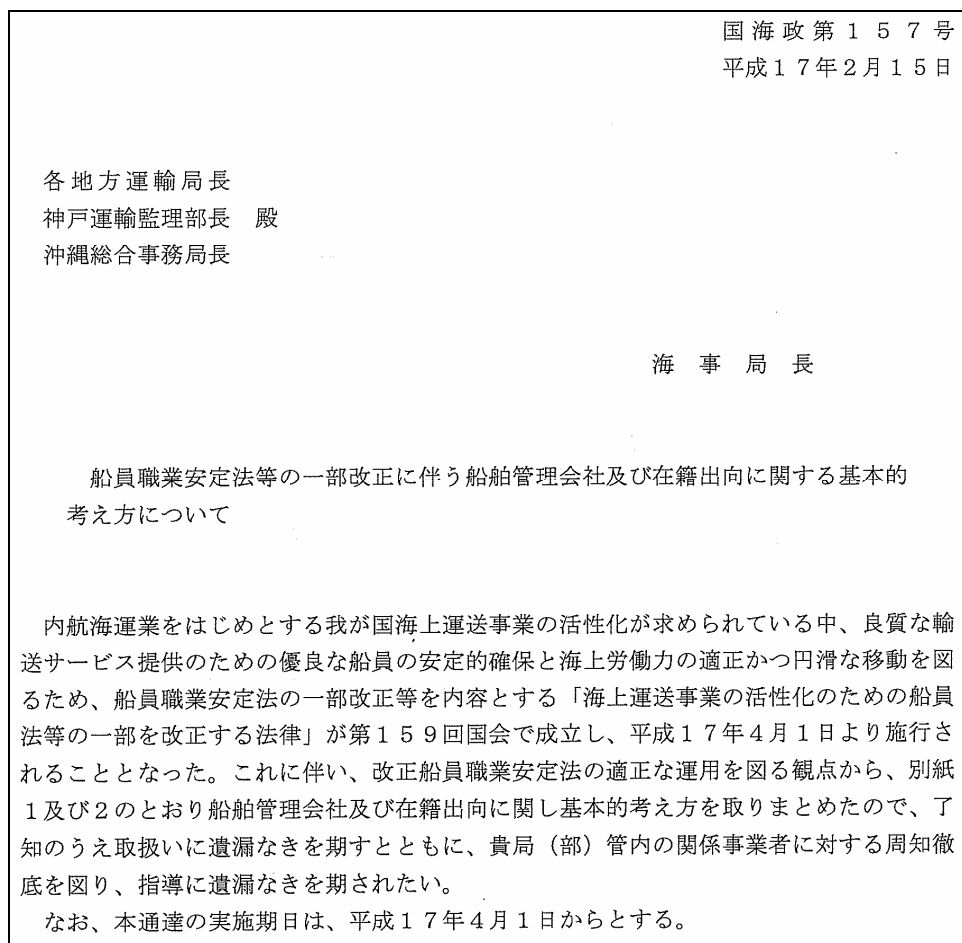


図 8 国土交通省の通達（平成17年2月15日付）のコピー（表紙）

違法な船員派遣事業又は船員労務供給事業に該当しない船員配乗行為を行うことができる船舶管理会社の要件について

いわゆる船舶管理会社については、船舶所有者又は裸傭船者（以下「船舶所有者等」という。）との船舶管理契約に基づいて、自己が雇用する船員を当該契約の対象船舶に配乗する行為を行うことが考えられる。

このような船舶管理会社が、船員を自ら雇用し、船舶管理契約の対象船舶に配乗する形態については、船員法及び船員職業安定法上、一概に禁止されるものではない（この場合、当然の帰結として当該船舶管理会社は、使用者（船舶所有者）としての船員法及び船員職業安定法上の義務を負う。）。

船員の雇用形態としては、船舶所有者等が、その所有又は裸傭船する船舶に自ら雇用する船員を配乗し、かつ、指揮命令を行うのが一般的であるが、船舶管理会社の場合には、船舶管理会社が配乗船舶を所有も裸傭船もしていないことから、船員に対する雇用関係（誰が雇用し、誰が指揮命令を行うのか等）が複雑になりやすいという特徴がある。

例えば、船舶管理会社が船員を雇用する場合であって船員に対する指揮命令権者が当該船舶管理会社であるときには船員派遣にも船員労務供給にも該当しないこととなるが、船舶管理会社が船員を雇用するものの船員に対する指揮命令権者が船舶所有者等である場合は、船舶管理会社による船舶所有者等への船員派遣又は船員労務供給に該当することとなる。この場合、船舶管理会社が業として自己の常時雇用する船員を船舶所有者等の指揮命令を受けて労務に従事させるときには船員派遣事業の許可が必要である。

したがって、船舶管理会社の名の下に、許可を受けずして違法な船員派遣事業又は船員労務供給事業を行う者が出てくるおそれがあることから、船舶管理会社の適法性については、船員を誰が雇用し、誰が指揮命令するのかについて、「船舶管理契約」等の名称の如何にかかわらず、実質的・個別的に判断する必要がある。

以上のことから、違法な船員派遣事業又は船員労務供給事業に該当しない船員配乗行為を行うことができる船舶管理会社とは、1. に掲げられた4つの要件を満たすものとして整理することとする。

図 9 同上（1,2頁）の転写

1. 違法な形態に該当しない船舶管理会社の要件

(1) 船舶管理契約が締結されていること。

船舶管理契約は、船舶の運航管理、船舶の保守管理、船員の配乗・雇用管理を受託者が一括して行うことを内容とするのが通常である。

違法な形態に該当しない船舶管理契約は、このように船舶所有者等から運航を委ねられた者が、一定の期間、船舶の具体的な航行に関し一切の義務を負う契約であって、船舶の運航管理、船舶の保守管理、船員の配乗・雇用管理に関し一括して責任を負うものでなければならず、このような船舶管理契約が締結されていることが必要である。

なお、違法な形態に該当しないとされた船舶管理契約を締結している当該船舶管理会社が、受託した船舶管理業務のうち船員の配乗・雇用管理等の一部に関する再委託契約を子会社又は他社と締結した場合は、一括して船舶管理を行うものではないため違法な形態に該当しない船舶管理会社とは認められない。

(2) 船舶管理契約に示された船舶管理行為を実態的に行なっていること。

船舶管理契約は、船舶の航行に関し一切の義務を負う契約であるので、船員の配乗管理体制、船員の労務管理体制はもちろんのこと、船舶の運航管理、船舶の保守管理等について実態的な活動を行っている必要がある、これらの業務に関して運送行為を行う海運会社と事実上同等の体制が整備されている必要がある。

(3) 船員を雇用していること。

船員を雇用していることから、当然船員法等の法令が適用されることとなるので、船舶所有者（使用者）としての各種義務が生じることとなる。

特に実態面として、賃金の支払い、船員保険等の加入、人事面の管理等使用者としての基本的な義務と権利を遂行している必要がある。

(4) 船員を指揮命令していること。

船長を通じ、船員に対して指揮命令をしていること。

特に実態面として、労働時間や休日の管理、労働力の支配等使用者としての基本的な義務と権利を遂行している必要がある。

2. 1. の要件を満たしていることのチェックポイント

船員労務供給事業に該当しない船舶管理会社の要件としては、船舶検査証書上の船舶所有者であって船舶管理を委託するもの（以下「委託者」という。）から運航を委ねられた者が、委託者に対し、船舶の運航管理、船舶の保守管理、船員の配乗・雇用管理に関し一括して責任を負うことを内容とする船舶管理契約が当事者間で締結されている必要がある。具体的には次の内容が船舶管理契約に含まれていることをチェックする。

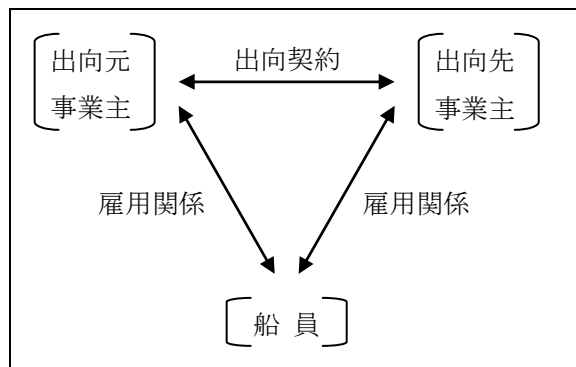
船舶管理会社が委託者に対して当該契約対象となる船舶に関し、船舶の運航管理、船舶の保守管理、船員の配乗・雇用管理に関して一括した責任を負う旨の規定が明記されていること。

さらに、当該船員について船舶管理会社が船員保険の付保を自己の名で行うとともに、雇入契約の成立等の届出が当該船舶管理会社を船舶所有者として行われていることが必要である。

図 10 同上（1,2 頁）の転写

在籍出向について

在籍出向については、密接な関連会社との人事交流、技術協力等人事管理の手段として活用されているところであるが、出向する船員と出向元事業主との間の雇用契約関係は維持されたまま労務の提供は出向先事業主に行われることとなる。このため、船員に係る雇用と指揮命令に関する関係が複雑となることから、今般制度化される船員派遣との関係を踏まえつつ、船員職業安定法に抵触するおそれのない出向の形態を以下のとおり整理した。



1. いわゆる在籍出向は、出向元事業主との間に雇用契約関係があるだけでなく、出向元と事業主と出向先事業主との間の出向契約により、出向船員を出向先事業主に雇用させることを約して行われるものである。このように、在籍出向は、出向元及び出向先双方との二重の雇用契約関係が生じるのに対し、船員派遣は、派遣船員と派遣先事業主に雇用させることを約さずしておこなわれるものであることから、派遣元とのみ雇用契約関係が存するものである。

在籍出向の場合、出向先事業主を船員法上の船舶所有者として雇入契約の成立等の届出が行われ、かつ、出向先事業主が給与の支払、船員保険の付保も自己の名で行うとともに、懲罰権の行使、就業規則の適用及び労働時間・休日等の変更等いわゆる指揮命令権を当該船員に行使する場合は、基本的に問題がないと判断できる。

これに対し、船員法上の船舶所有者と当該船員に対して指揮命令権を行使している者が異なる場合には船員労務供給に該当し、当該船員労務供給に事業性があるか否かを判断する必要がある。例えば、出向先事業主の船舶に乗り組む船員について、指揮命令権は出向先事業主が行使するものの当該船員の給与は出向元事業主が支払っている形態が考えられるが、このような場合であっても、出向が基本的に緊密な資本関係が存する等のグループ間の移動であって、次の①から④に掲げるような目的を有するものであることを雇入契約の成立等の届出の際のヒアリング等を通じて確認できた場合には船員労務供給事業に該当しないものとして取り扱うものとする。なお、この場合の雇入契約の成立等の届出を行う船舶所有者は、船員に給与を支払っている出向元事業主となる。(こうした確認には相当の時間を要することから、これを雇入契約の成立等の届出時に窓口で行った場合には、出航スケジュールに影響が生じることも予想されるため、事前に地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。)、同支局又は海事事務所の船員職業安定法事務担当課の確認を受けることが望ましい。)

- ① 船員を離職させることなく、関係会社において雇用機会を確保するため
- ② 技術指導のため
- ③ 出向の対象となる船員の能力開発の一環として実施するため
- ④ 企業グループ内の人事交流の一環として実施するため

2. なお、従来より関係通達に基づき行われてきた「船主団体内のグループによる船員の相互配乗制度」については、その配乗実施体制が本通達中 1. ①の目的と類似した「船員の雇用安定」を目的とするグループ所属会社間におけるものであり、実質的な雇用関係としては、出向元事業主が船員法上の船舶所有者と認められてきたところである。今般、1. のように労務供給事業に該当しない在籍出向の形態について整理したことに伴い、この相互配乗についても「在籍出向」の形態の一つとして取扱うものとする。このため、「船主団体内グループによる船員の相互配乗制度」に関する関係通達(「内航労務協会及び一洋会の船主団体内グループによる船員の相互配乗制度の取扱いについて(昭和49年5月31日付け員労第378号)」、「船主団体全内航内グループによる船員の相互配乗制度の取扱いについて(平成3年4月1日付け海労第38号)」、「船主団体内グループによる船員の相互配乗制度の取扱いについて(平成3年4月1日付け海労第72号・海基第50号)」、事務連絡「船主団体内グループによる船員の相互配乗制度の取扱いについて(平成3年6月1日)」)は、この通達の施行に伴いすべて廃止するものとする。ただし、通達の廃止の前に行われている船主団体内グループによる船員の相互配乗については、従前どおり認めることとする。

図 11 同上 (3,4頁)

4.3 船員派遣事業の許可

4.3.1 船員派遣事業を行うための最低条件

船舶管理会社においても、様々なニーズに応じて船舶管理を請負わなければならない、船員の配乗を含む一部の船舶管理を請負う場合には、船員職業安定法の規定により、船員派遣事業の許可を得ておかなければならない。

船員職業安定法

(船員派遣事業の禁止)

第五十四条 何人も、次条に規定する場合を除いては、船員派遣事業を行ってはならない。

2 船員派遣の役務の提供を受ける者は、船員派遣元事業主以外の船員派遣事業を行う事業主から、船員派遣の役務の提供を受けてはならない。

(船員派遣事業の許可)

第五十五条 国土交通大臣の許可を受けた者は、船員派遣事業を行うことができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

三 船員派遣事業を行う事業所の名称及び所在地

四 第七十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 前項の申請書には、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る事業計画書その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る派遣船員の数、船員派遣に関する料金の額その他船員派遣に関する事項を記載しなければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、船員中央労働委員会の意見を聴かなければならない。

船員派遣事業の許可を受けるためには、まず法第五十六条に定められている欠格事由に該当しないことを確認しなければならない。

船員職業安定法

(許可の欠格事由)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定(次号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第四十八条の規定を除く。)により、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百十四條第一項、船員保険法第六十八条、第六十九條ノ三若しくは第七十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四條第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第二百一条第一項、第三百三条の二、第四百四条第一項(同法第二百二條第一項又は第三百三條の二の規定に係る部分に限る。)、第八十二条第一項若しくは第二項若しくは第八十四条(同法第八十二条第一項又は第二項の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。)、又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る。))の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 四 第三百三條第一項の規定により船員派遣事業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者
- 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 六 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

4.3.2 許可申請

許可申請は、事業主の主たる事務所を管轄する地方運輸局を經由して国土交通大臣に提出する。

申請に必要な書類としては、以下の通りであり、必要事項を明記し提出しなければならない。

- 1) 船員派遣事業許可・許可有効期限更新申請書(様式第3号)〔法第55条第2項、施行規則第25号第1項〕

第3号様式（第25条、第27条関係）（第1面）

（日本工業規格A列4）

※許可番号	
※許可年月日 許可有効期間更新	年 月 日

船員派遣事業 許可 申請書
許可有効期間更新

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者

印

船員職業安定法 第55条第2項 の規定により、下記のとおり 許可 を申請します。
第60条第2項 許可有効期間更新

申請者（法人にあっては役員を含む。）は、船員職業安定法第56条各号（個人にあっては第1号から第5号まで）のいずれにも該当せず、同法第76条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者に該当せず、かつ、同法第56条第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

(ふりがな) 1 氏名又は名称			-----
2 住 所			〒() () -
3 役員の名、役名及び住所(法人の場合)			
(ふりがな) 氏名	役名	住所	
代 表 者	-----	-----	
-----	-----	-----	
-----	-----	-----	
-----	-----	-----	
-----	-----	-----	
-----	-----	-----	
-----	-----	-----	
-----	-----	-----	

収入印紙
(消印しては
ならない。)

図 12 第3号様式 第1面 サンプル

4 船員派遣事業を行う事業所に関する事項			
①事業所の名称(ふりがな)		②事業所の所在地	
-----		〒()	
-----		() -	
③派遣元責任者の氏名、職名及び住所			
氏名(ふりがな)	職名	住所	
-----	-----	-----	
-----	-----	-----	
-----	-----	-----	
①事業所の名称(ふりがな)		②事業所の所在地	
-----		〒()	
-----		() -	
③派遣元責任者の氏名、職名及び住所			
氏名(ふりがな)	職名	住所	
-----	-----	-----	
-----	-----	-----	
-----	-----	-----	
①事業所の名称(ふりがな)		②事業所の所在地	
-----		〒()	
-----		() -	
③派遣元責任者の氏名、職名及び住所			
氏名(ふりがな)	職名	住所	
-----	-----	-----	
-----	-----	-----	
-----	-----	-----	
5許可年月日		年 月 日	6許可番号
7事業開始予定年月日		年 月 日	
8申請に係る担当者の氏名等			
氏名(ふりがな)	職名	連絡先	
-----	-----	-----	

図 13 第3号様式 第2面 サンプル

2) 船員派遣事業計画書（様式第4号）〔法第55条第3項，施行規則第25号第3項〕

船員派遣事業計画書については、事業所ごと（複数の事業所で行う場合はそれぞれ必要）に提出しなければならない。

第4号様式（第25条関係）（第1面）		（日本工業規格A列4）							
船員派遣事業計画書									
1 事業所の名称									
2 計画対象期間		年 月 日から	年 月 日まで						
3 派遣船員雇用等計画									
① 派遣船員の数(人)									
② 船員保険及び社会保険の加入の状況	船員 保険	健康 保険	厚生年金 保 険						
	③ 船 員 保 険 記 号								
4 船員派遣計画									
① 船員派遣の役務の提供を受ける者の確保状況	社 隻		② 船員派遣に関する平均的な1人1月当たりの料金(円)						
③ 外国船舶派遣の予定の有無	有	無							
④ 指揮命令の系統									
⑤ 派遣元責任者の職務代行者の氏名									
5 派遣船員等教育訓練計画									
(1) 教育訓練に用いる施設、設備等の概要									
(2) 教育訓練に係る責任者の氏名									
(3) 教育訓練計画の内容									
① 教育訓練の種類	② 対象者	③ 実施予定人員(人)	④ 方法		⑤ 実施主体			⑥ 実施予定期間	⑦ 派遣船員の費用負担の有無
			OJT	Off-JT	派遣元事業主	他の教育訓練機関への委託	その他		
			(賃金支給の状況)						有 無
			有給	無給					有 無
			有給	無給					有 無
			有給	無給					有 無

図 14 第4号様式 第1面 サンプル

6 事業所の床面積 (㎡)

7 資産等の状況

区 分		価 額 (円)	摘 要
資 産	現金・預金		
	土地・建物		
	その他		
	計		
負債	計		

8 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割 合 (%)
1		
2		
3		
4		
5		
その他の株主(名)		
合 計(名)		100

図 15 第4号様式 第2面 サンプル

3) 以下に掲げる添付書類〔法第55条第3項, 施行規則第25号第2項〕

法人の場合	個人の場合
イ 定款又は寄附行為 ロ 登記事項証明書 ハ 役員の住民票(外国人にあっては、外国人登録証明書。以下同じ。)の写し及び履歴書 ニ 役員が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書 ヘ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書 ト 船員派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類	イ 住民票の写し及び履歴書 ロ 申請者が未成年者で船員派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書 ト 船員派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類
事業所ごとに ホ 船員派遣事業を行う事業所ごとの個人情報(適正管理及び秘密の保持)に関する規程 チ 船員派遣事業を行う事業所ごとに選任する派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書	事業所ごとに ホ 船員派遣事業を行う事業所ごとの個人情報(適正管理及び秘密の保持)に関する規程 チ 船員派遣事業を行う事業所ごとに選任する派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書

4.3.3 許可基準

許可基準は以下の通りで、国土交通省における審査及び船員中央労働委員会の意見聴取等の手続きを経て、基準を満たしていると認められれば船員派遣事業の許可が得られることとなる。

船員職業安定法

(船員派遣事業の許可)

第五十五条 国土交通大臣の許可を受けた者は、船員派遣事業を行うことができる。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所
 - 三 船員派遣事業を行う事業所の名称及び所在地
 - 四 第七十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所
 - 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る事業計画書その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 前項の事業計画書には、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る派遣船員の数、船員派遣に関する料金の額その他船員派遣に関する事項を記載しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、船員中央労働委員会の意見を聴かなければならない。

(許可の基準等)

第五十七条 国土交通大臣は、第五十五条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 申請者が、船員派遣事業の派遣船員に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。
 - 二 個人情報等を適正に管理し、及び派遣船員等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、申請者が、船員派遣事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- 2 国土交通大臣は、第五十五条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

5. まとめ（内航海運業法及び船員職業安定法と実際の業務形態）

5.1 船舶を所有して内航海運業を営む場合

船舶を所有し、「内航運送のために使用する船舶を貸渡す事業」（本書では単に貸渡業という）を行う者には、① 船舶を単独所有する船舶所有者と、② 船舶を他人と共有する船舶共有者（且つ船舶管理人）の二者が存在する。

両者とも内航海運業の登録を受けた後に関しては、同様の内航海運業者として取り扱われ、尚且つ、自らが所有しない船舶についても船主から裸用船を受けオペレーターとの定期傭船を結び、内航海運業者としての事業を営むことが出来る。

5.1.1 船舶を単独所有し内航海運業者になる場合

船舶を単独所有して内航海運業者になった場合については、下図の如く、自らが所有しない他人の船舶においても、裸用船契約を受け、定期傭船契約を結ぶといった内航海運業を営むことが出来る。

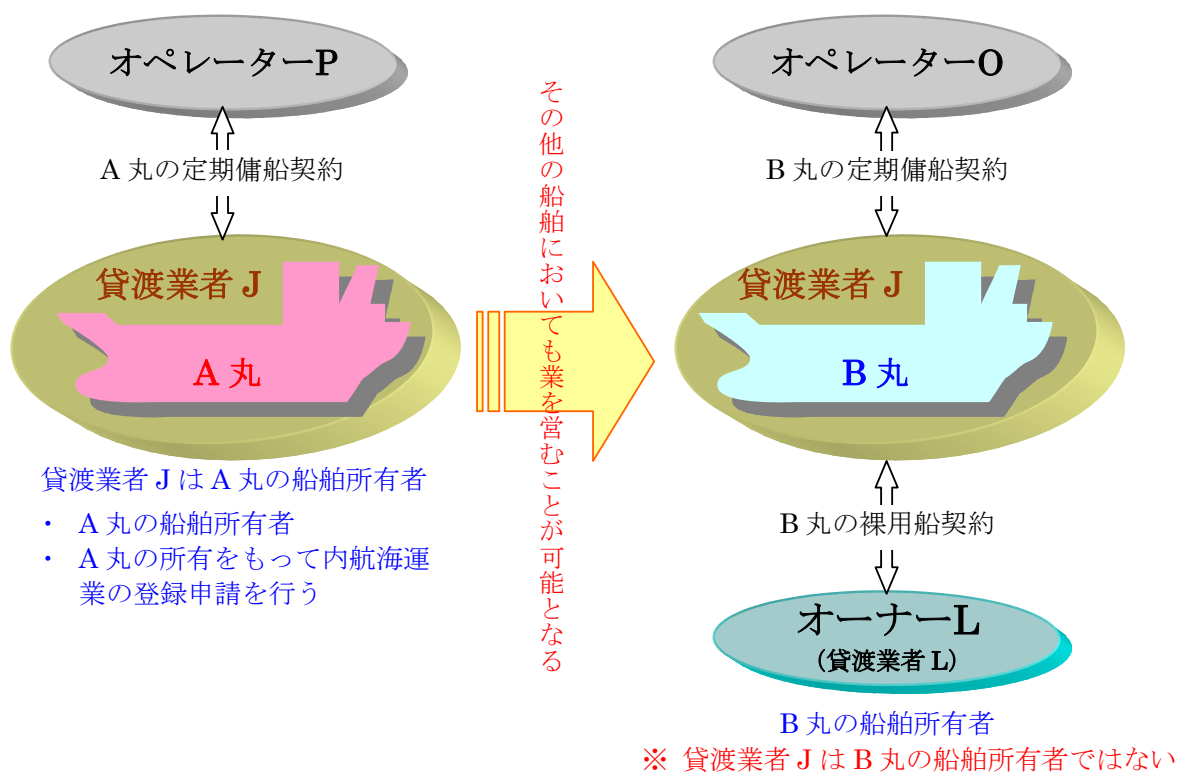


図 16 船舶を単独所有する内航海運業者（貸渡業を行う者）

5.1.2 船舶を共同所有し内航海運業者になる場合

船舶を共同所有し当該船舶の船舶管理人として内航海運業者になった場合についても、下図の如く、自らが所有しない他人の船舶において、裸用船契約を受け、定期傭船契約を結ぶといった内航海運業（貸渡業）を営むことが出来る。

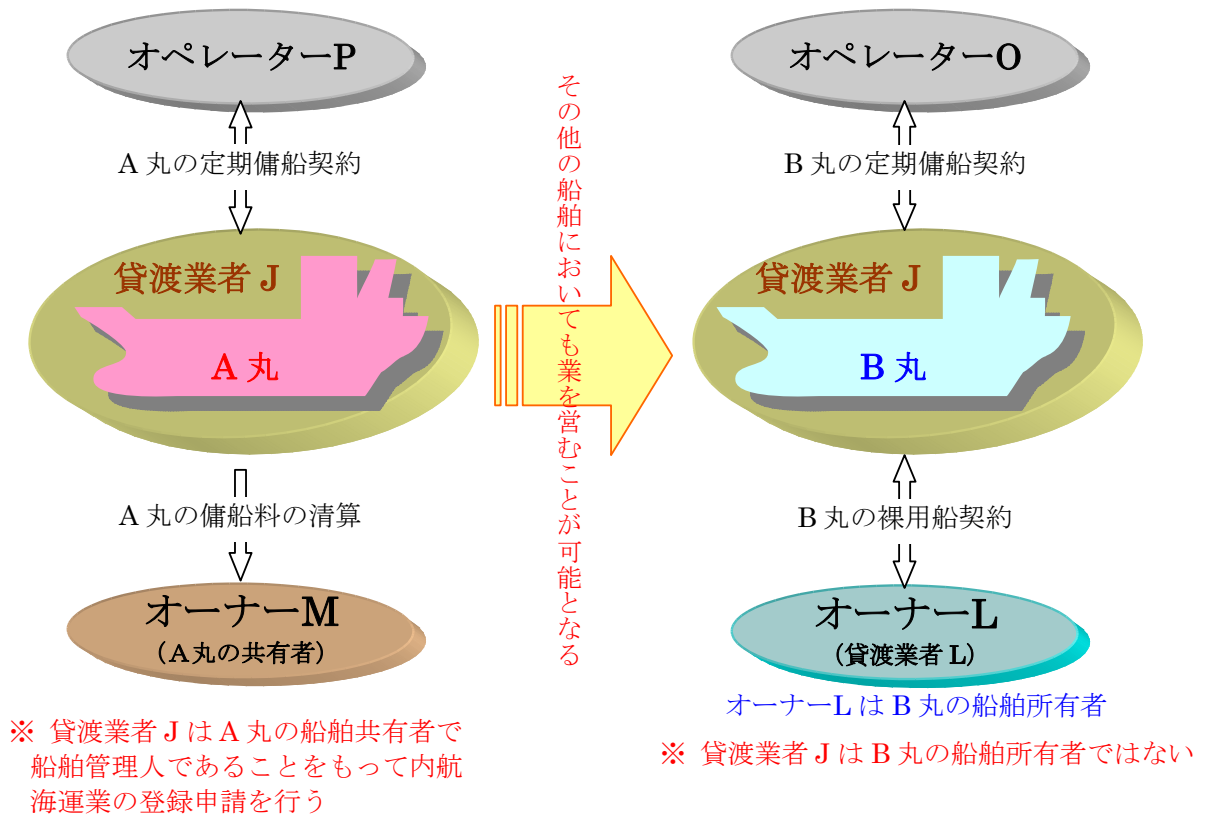


図 17 船舶を共同所有する内航海運業者（貸渡業を行う者）

5.1.3 内航海運業者（船舶を所有する者）が船員派遣を受ける場合

前項までの如く、船舶の所有者若しくは、船舶の共有者で船舶管理人として内航海運業者（貸渡業）として登録を行ったものは、登録の際に申請書に記載した船舶以外においても同様の船舶の貸渡しを行うことが出来る。

当該内航海運業者は、船員派遣事業者から船員派遣を受けることが可能であり、また、裸用船契約により借り入れている船舶についても同様に船員派遣を受けることが出来る。

下図は、船舶共有者並びに船舶管理人として内航海運業者の登録を行ったものの例であるが、単独の船舶所有者として内航海運業者の登録を行ったものについても同様に船員派遣を受けることが出来る。

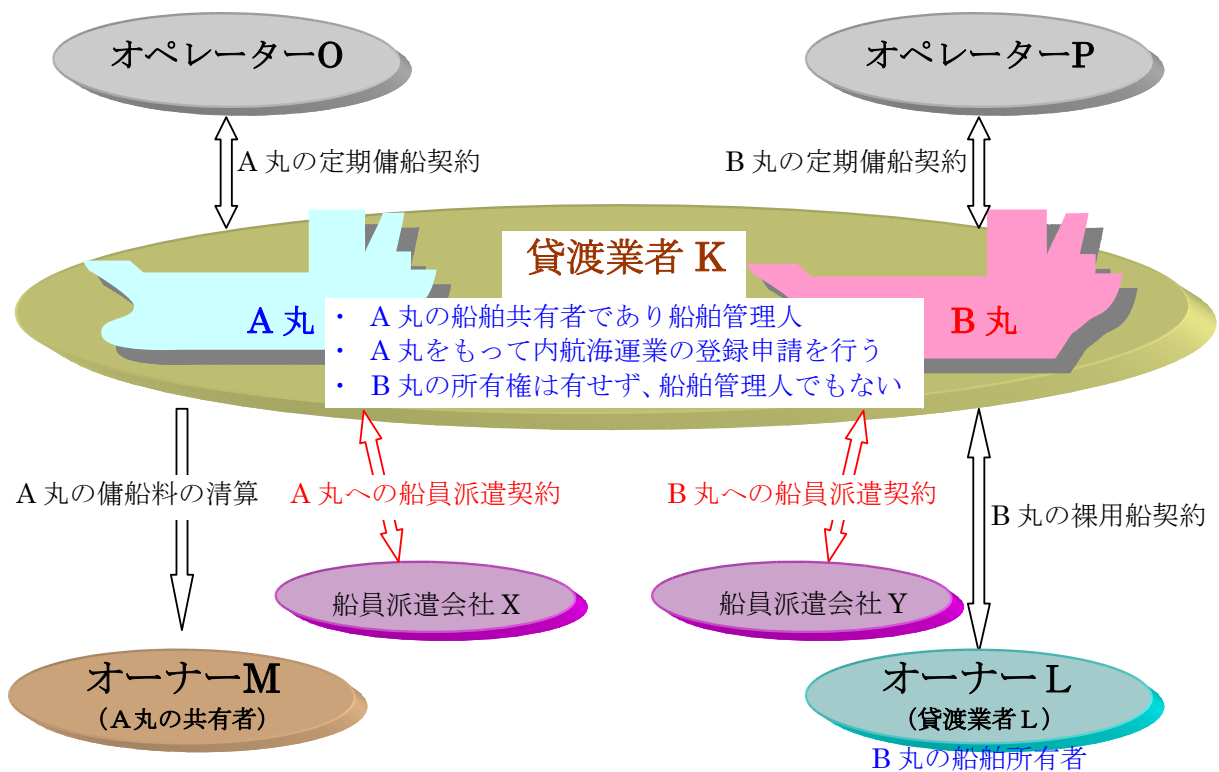


図 18 内航海運業者（貸渡業を行う者）が船員派遣を受けることが可能な場合

5.1.4 内航海運業者（船舶を所有する者）が船員派遣を受けられない場合

前項において、船舶の所有をもって内航海運業者（内航船を貸渡す事業）の登録を受けた者が、内航船舶を貸渡す事業を行う際には船員派遣を受けることが出来ると述べたが、当該事業者が内航海運業者として登録後、船舶管理契約に基づき船舶管理会社として活動する場合は、内航海運業法の範囲外の業者として取り扱われる。

この場合、「運航管理」・「保守管理」・「船員の配乗・雇用」を一括して請け負う場合には、船員派遣事業者から船員派遣を受けることが出来るが、船員の配乗・雇用管理を含む一部の管理のみを請け負う場合（図においては保守管理と不足船員の派遣）においては、二重派遣となるため船員派遣を受けることが出来ない。

※ 船舶管理事業者が全ての船舶管理を一括して行なう場合についてのみ船員派遣を受けることが出来る。

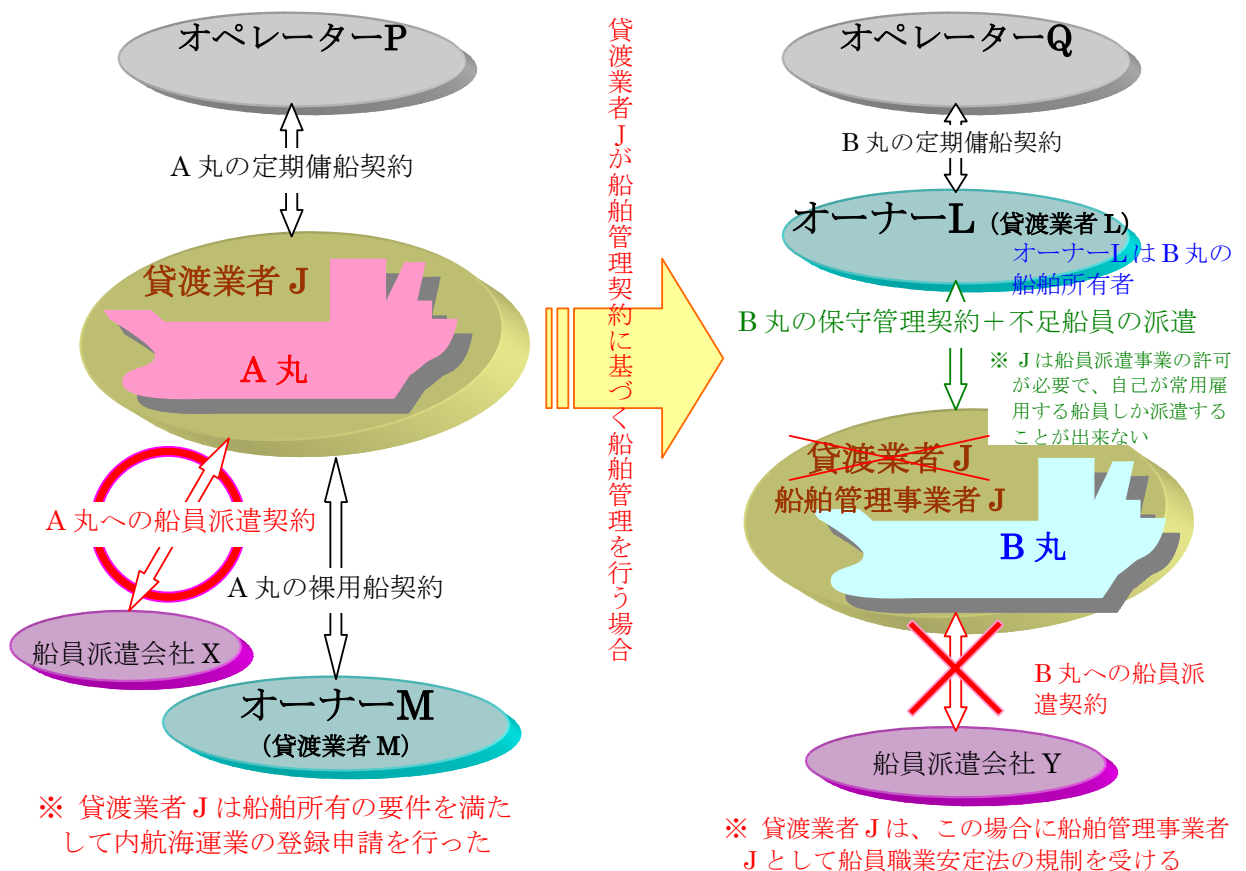


図 19 内航海運業者（貸渡業を行う者）が船舶管理を行う場合

5.2 船舶を所有せず内航海運業を営む場合

前述のとおり貸渡業を営む者には、船舶を1隻以上所有する（船舶を他人と共有する船舶共有者（且つ船舶管理人）を含む）ことを要件としている。

しかしながら、従来より「貸渡業者から裸用船による貸渡しを受け、船員配乗後、これをオペレーターに貸渡す場合」等の事業形態が認められていたことから、法改正後も「貸渡業者から船舶の貸渡しを受け、自社の雇用船員を配乗後、これをオペレーターに貸渡す行為のみを行う事業者」については、使用する船舶をもって所有する船舶とみなされ、内航海運事業を営むことが出来る。

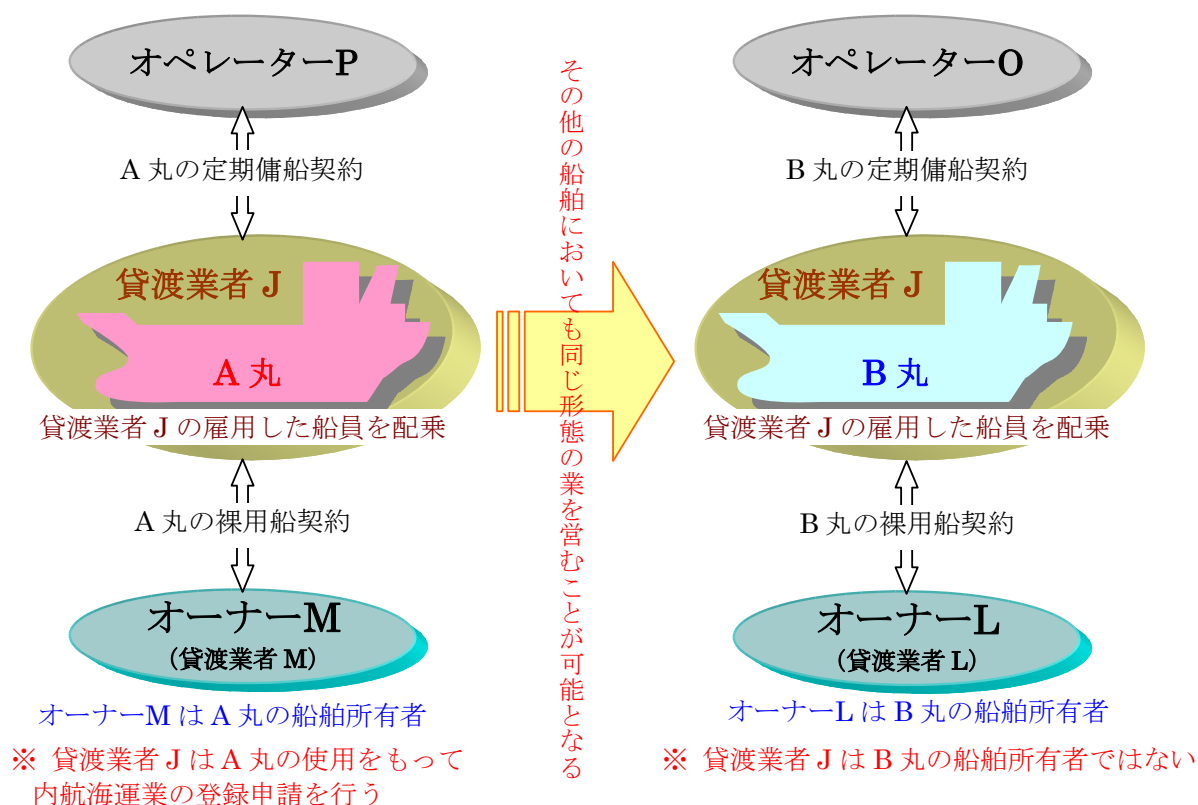


図 20 船舶を所有しない内航海運業者（貸渡業を行う者）

つまり、当該事業者は、自らの雇用した船員を貸渡す船舶に乗船させることが内航海運業を営む条件であるため、船員派遣を受けることが出来ない。

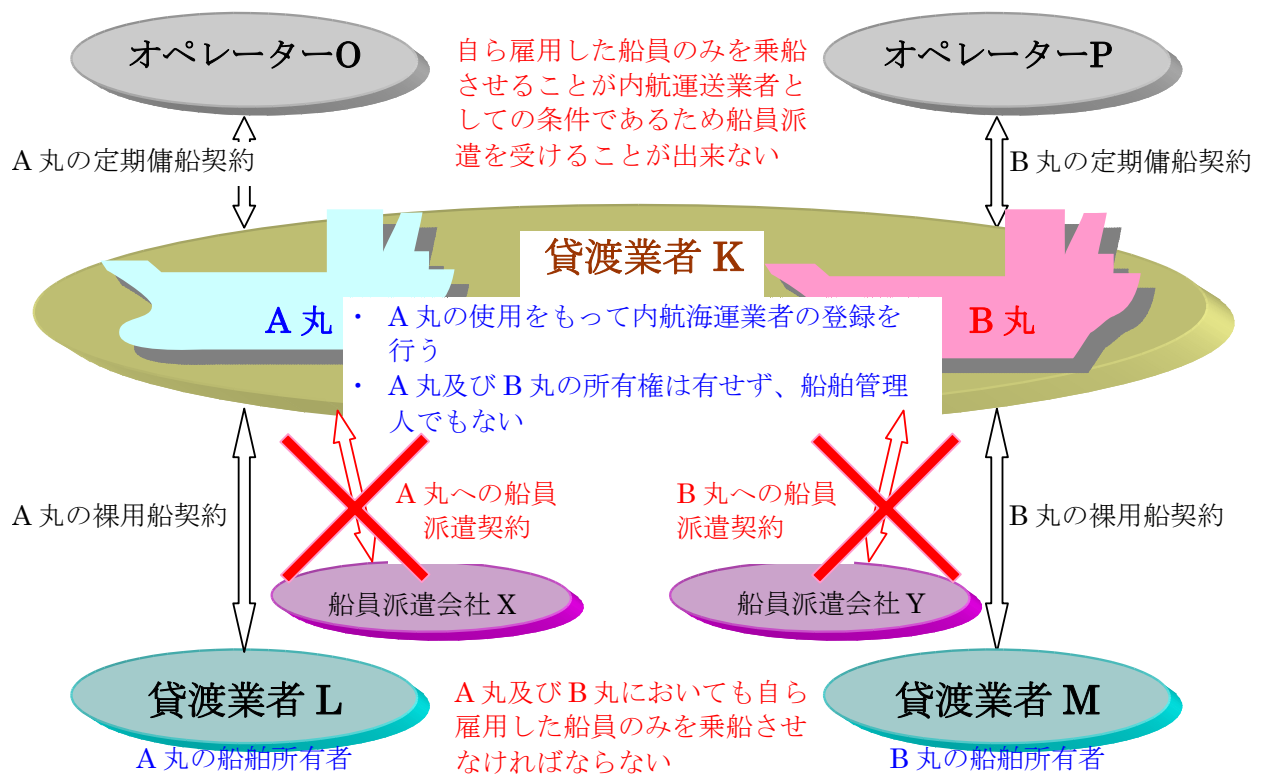


図 21 船舶を所有しないで内航海運業者となった者は船員派遣を受けることが出来ない

5.3 内航海運業法並びに船員職業安定法の適用範囲

表 1 内航海運業法並びに船員職業安定法の適用

		法律に基づいた登録等	船舶管理会社からの船舶管理業務	船員派遣事業者からの船員派遣	
内航海運業者	内航運送をする事業者	内航海運業法による登録義務	受けられる	受けられる	
	内航の用に供される船舶の貸渡しをする事業者	船舶を所有する事業者	内航海運業法による登録義務	受けられる	受けられる
		船舶を所有しない事業者	内航海運業法による登録義務	一部受けられる 船舶の保守、安全運航管理に関しては受けられるが船員配乗を含めた船舶管理契約は結ぶことが出来ない。 ※自ら雇用した船員以外を乗船させることが出来ない	受けられない ※自ら雇用した船員以外を乗船させることが出来ない
船舶管理会社		必要なし	受けられる 船舶の管理契約は法律上規制を受けていない。	一部受けられる 船舶管理を一括して受けた場合には船員派遣を受けることが出来る。	
船員派遣元事業主		船員職業安定法による許可義務	—	受けられない ※他の船員派遣事業者から船員派遣を受け、更に当該派遣船員を他人に派遣することは出来ない。	

6. 今後の整理点

6.1 各法律の考え方について

今後、海事関連法を理解していく上で、各法律がどのような流れで出来たものであるか、何を目的としているのかを整理する必要がある。

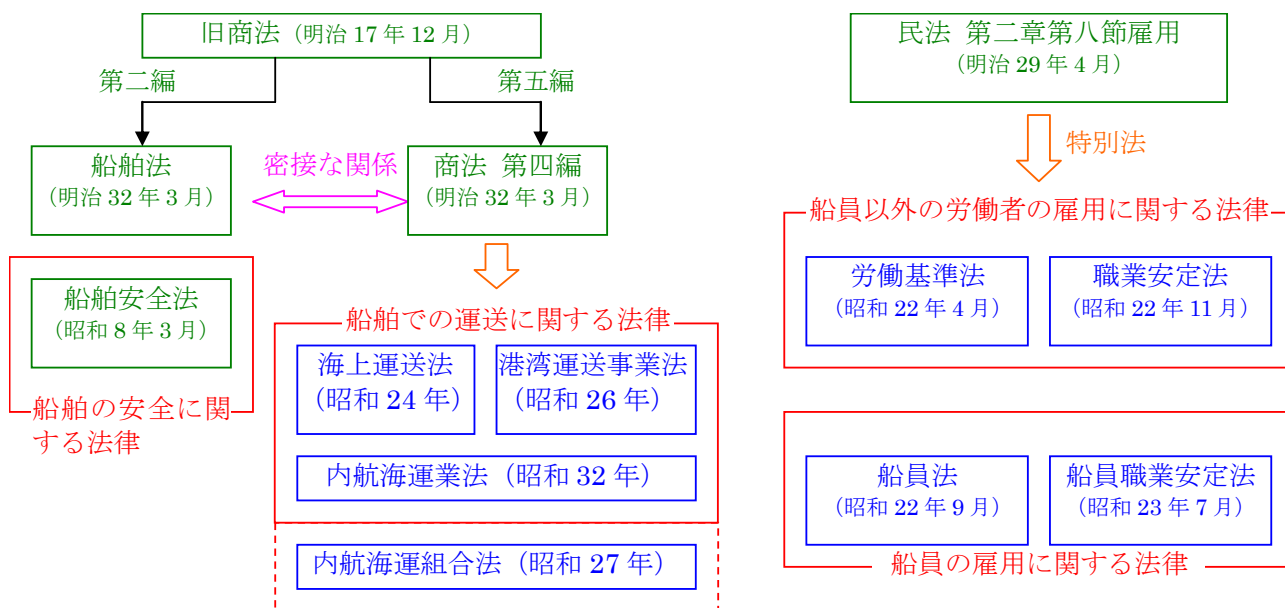


図 22 各法律の関係 (法律の位置付け)

つまり、今回整理を行った内航海運業法と船員職業安定法は、全く異なる流れで制定されたものであり、船舶所有者の概念が異なるように、基本的な目的が異なっているため、今後、これらの法律をよく理解した上で実務を進める必要がある。

6.1.1 船舶の安全に関する実際の管理のあり方について

現在、当該船舶の安全管理に関しては、任意 ISM コードが存在し、当該コードを十分に活用すれば、理想上は安全管理が保てるものと考えられるが、当協会が実施したアンケートにおける船員の意見としては、任意 ISM コードや安全に関してのデスクワークが増加しているが、実務上有効とは思えず、デスクワークが増える分、睡眠時間が減少し、航海当直における注意力の低下などから事故を起こす危険性が上がる方が大きいのではとの批判的な意見も存在した。

そこで、これからも継続的なアンケート（船員の負担にならない程度）を実施し、現場の意見を取り入れ、任意 ISM コードをどのように運営すればよいのか、小型船における任意 ISM コードの必要性並びに他の安全対策が必要か否かについても検討していく必要がある。

6.2 船舶管理事業者の概念

6.2.1 法律上の問題

船舶管理事業者は、内航海運業法の外（適用外）に存在し、同法の規制を受けない会社である。

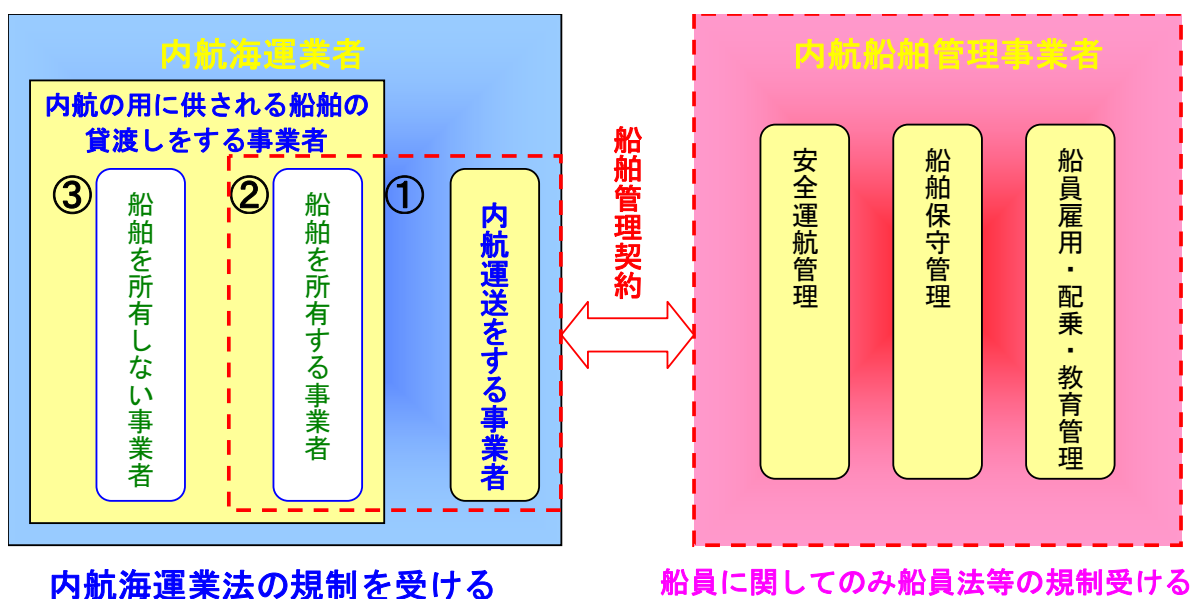


図 23 内航海運業者と船舶管理事業者との関係

つまり、定期傭船契約並びに裸用船契約を結ぶのは内航海運事業者のみであり、このような契約を船舶管理事業者が結ぶためには内航海運業法に従って、内航海運業者としての登録が必要であり、登録を受けた時点で船舶管理事業者から内航海運業者となってしまう（但し、船舶管理契約に従って業務を行う場合においては船舶管理事業者として見られる）。

船員職業安定法においては、内航海運業者との間で船舶管理を総合的に請け負う船舶管理契約が結ばれており、当該契約が履行されていれば問題ないが、船員の配乗を含めた一部の船舶管理を行う場合には、当該船員の配乗行為が船員派遣事業を行なっているものと見られ、船員派遣事業の許可が必要になってくる。

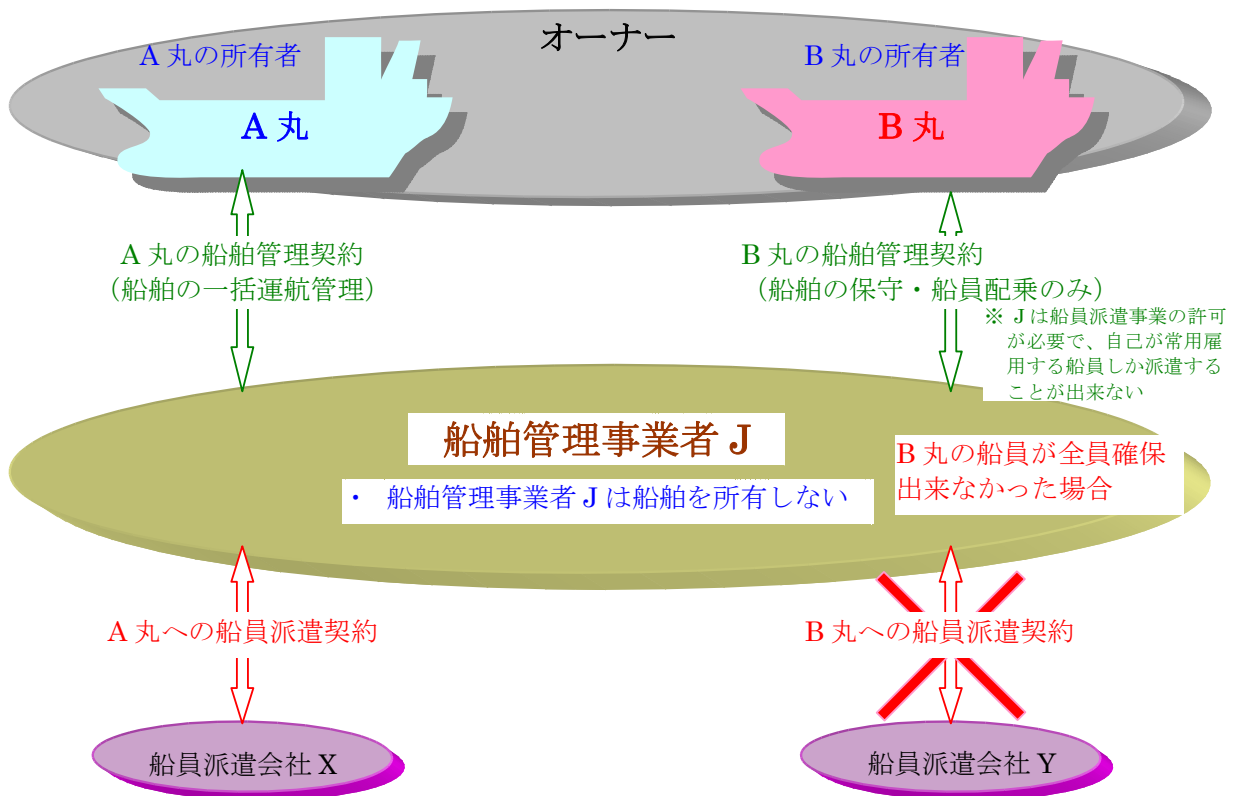


図 24 船舶管理事業者が船員派遣を受けることが可能な場合と不可能な場合

船員法・船員職業安定法については、船舶管理事業者がこれらの法における船舶所有者となるため、法律を遵守して事業を行わなければならない。

6.2.2 船舶管理事業者と協業

船舶管理事業の形態の一つとして協業という事業形態が存在する。

これは、同じような船会社が数社集まり、自社の所有船舶を持ち寄り、まとめて管理することにより、予備船員の流動化や人為削減、船舶保守管理を一括で行うことでのコスト削減などが得られる業務形態であり、比較的容易に船舶管理会社の形態を形成することが出来る。

当該業務形態での実績が積みれ、余裕が出来ると、他者の船舶管理を行うことまで可能となり、船舶管理事業者として大きな組織を形成することもある。

協業化による船舶管理事業は、それぞれが有していたノウハウが集結されることとなり、

今まで不可能であった船員教育にも力を入れられ、協業化から発生した船舶管理事業者は、内航海運業者としても発展の要素を含んでおり、様々な発展性が存在するものと思量される。

しかしながら実際は、歴史のある船会社同士が他社との協業化を行うことを躊躇し、協業化が成功する例は決して多いとは言えない。

よって今後、当協会としても、このような協業を考えている会社に、船舶管理事業がどのようなメリットを得られるかをアピールし、協業化並びに船舶管理事業者の発展のために寄与していかなければならない。

6.2.3 船舶管理事業者の概念

内航船の船舶管理を行う船舶管理事業者は、内航海運事業者から業務委託を受けて、船舶の総合的な管理が行える会社であり、船員の雇用・教育を自らが実施し、海務・工務のノウハウを有しており、内航海運事業者の望む総合的且つ必要なニーズに応じた船舶管理業務サービス（アウトソーシング）を提供出来る会社であるべきだと思われる。

また、船員の派遣のみを望まれる場合には、船員派遣事業の許可を受けておく必要がある。

しかしながら、船舶管理会社の本業は、船舶のトータル管理を請け負うものであり、船員派遣はその管理項目の一部にしか過ぎないことを忘れてはならない。

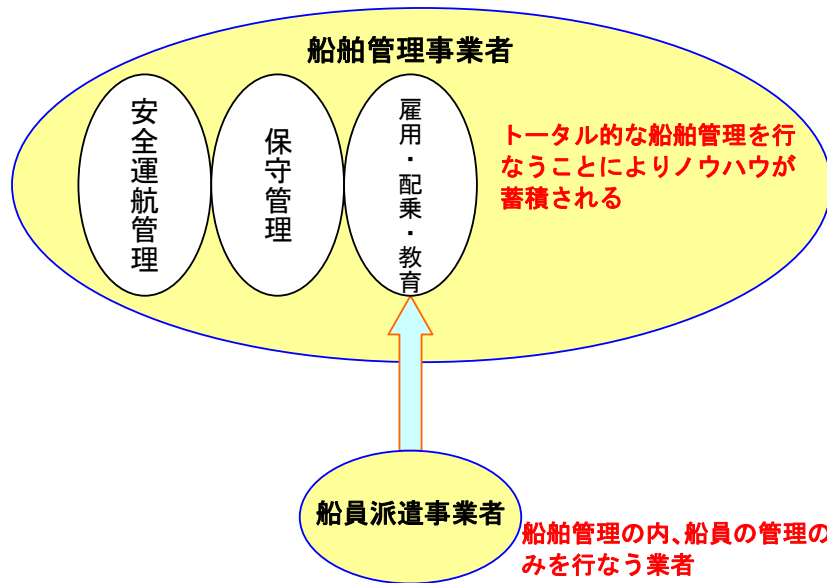


図 25 船舶管理事業者と船員派遣事業者

船舶の運航管理における、① 安全運航管理、② 保守管理、③ 雇用・配乗・教育を全て管理してこそ、安全運航に関するノウハウが蓄積されるものであり、蓄積された安全運航に関するノウハウこそが船舶管理事業者が内航海運業者に対して提供出来る最大のメリットの提供といっても過言ではない。

6.2.4 任意 ISM コードと船舶管理事業

船舶管理事業者は、安全に対する基準として、船舶所有者から任意 ISM コードの取得を含めた、社内の安全管理等の証明を望まれることとなるが、実際の契約において、内航海運業者等も任意 ISM コードを取得している場合があり、運航の上で、どちらの任意 ISM コードを使用すべきかが問題になる。

船員派遣事業者にとっても同じ事が言えるが、任意 ISM コード取得のためには船舶の保守管理に関しても一定のノウハウを有してなければならず、船員派遣事業者の場合には、任意 ISM コード取得自体に関しても様々な問題を抱えるものと考えられる。

よって、これ等を含めた任意 ISM コードの取得並びに運用方法についても、どのように取り扱っていくべきか、法律上の解釈を含めて、当協会として考えていく必要がある。

7. 当協会の今後の展望

今後、当協会は多くの会員を募り、現場の意見や要望を多く収集することにより、業界としてどのような整備が必要であるか、各企業がどのような悩みを抱えているかなどを整理する予定である。

一方、今後も国土交通省、その他の団体等と意見交換会を行っていく予定であるが、会員から寄せられた情報並びに船員へのアンケート結果等を開示し、業界としてどのような対応が必要であるかも含めての議論を行えば、情報が有効に活用されるものと考えられる。

また、国土交通省、その他団体等から得られた情報は、当協会ホームページにて開示することにより、当協会を介した情報ネットワークを構築することが可能であり、現在準備に取り掛かっている。

当該情報ネットワークにおいては、会員相互の情報交換の他、無料で船員情報を掲載出来るページを設けることにより、全国の船員の発掘並びに流動化を図れればと考えている。

当協会を中心とした情報ネットワークを構築することにより、業界全体の活性化、安全・経済運航に対する意識の向上が得られれば幸いである。

以上

終わりに

本書を作成するに当たってご協力を頂いた、国土交通省海事局の皆様には、お忙しい中、当協会のためにお時間を頂き、色々ご指導を賜り、深く感謝いたします。

発行	2006年9月21日 初版発行
著者	日本船舶管理者協会 事務局 (株)海洋総合技研
編集	日本船舶管理者協会 理事会
発行人	日本船舶管理者協会 事務局 (株)海洋総合技研
発行所	日本船舶管理者協会 事務局 〒105-0013 東京都港区浜松町2丁目3-29 磯山第2ビル4階 電話：03-5425-1144 FAX：03-5425-1166
印刷・製本	(株)海洋総合技研 東京事務所

Copyright © 2006 by Comprehensive Marine Technical Inc. All rights reserved.
Copyright © 2006 by Japan Ship Managers Society.

Printed in Japan.

※ ご注意

- (1) 本書の一部または全部について、日本船舶管理者協会及び著作者の承諾を得ずに複写、複製することは、著作権法によって禁じられております。
 - (2) 本書の内容の正確性を検証するに当たって、最善の努力をいたしましたが、著作権者ならびに発行者は、本書の利用によって生じたいかなる障害に対してもその責は負いませんので、あらかじめご了承下さい。
 - (3) 本書の内容に関する責任は日本船舶管理者協会にありますので、内容について関係各所に直接問い合わせることはご遠慮下さい。
 - (4) 本書の内容について、電話でのお問い合わせには応じられません。お手数ですが、ハガキ又は封書に、書名、ご質問したい事項の掲載ページ、ご質問の内容、ご連絡先などをご記入いただきました上、日本船舶管理者協会 事務局までお送り下さい。ご質問の内容によっては若干日数をいただく場合がございます。また、本書の内容の範囲を超えるご質問には一切お答えできませんことをご了承下さい。
-